

○甲南女子大学研究紀要執筆内規

平成7年3月13日

最近改正 令和6年5月7日

甲南女子大学研究紀要執筆内規（以下、「内規」という。）は『甲南女子大学研究紀要』（以下、「紀要」という。）の執筆等に関して、必要な事項を定めるものとする。

第1条（内容）

紀要は原著論文、研究報告、実践報告、総説、資料、その他により構成される。

第2条（編集）

紀要の編集は、甲南女子大学研究紀要規程第2条に定めるとおりとし、編集委員長は図書委員長が兼ねるものとする。

第3条（審査）

投稿原稿については、甲南女子大学図書委員会（以下、「委員会」という。）が掲載の可否を決定する。

第4条（保管）

紀要の保管は、甲南女子大学図書館が行うものとする。

第5条（研究倫理）

「人を対象とする研究」に関する原稿を執筆する場合は、甲南女子大学研究倫理委員会規程の趣旨に沿って研究を行い、「研究者の責務」を遵守するものとする。また、どのような配慮がなされたのか、明記しなければならない。

第6条（投稿）

紀要への投稿は、あらかじめ委員会が別に定める投稿要領に基づいて行うものとする。

第7条（執筆）

投稿原稿の執筆は、あらかじめ委員会が別に定める執筆要領に基づいて行うものとする。

第8条（改廃）

この内規の改廃は、委員会の議決によるものとする。

附 則

この内規は、平成7年3月13日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、令和6年5月7日から施行する。